

議第 29 号

呉市介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

呉市介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

呉市介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成 30 年呉市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に，下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(介護医療院が有すべき施設)</p> <p>第 5 条 略</p> <p>2 前項各号に掲げる施設の基準は，次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 診察室 次に掲げる基準</p> <p>ア 略</p> <p>イ ア(イ)の規定にかかわらず，臨床検査施設は，<u>人体から排出され，又は採取された検体の微生物学的検査，血清学的検査，血液学的検査，病理学的検査，寄生虫学的検査及び生化学的検査</u>（以下「検体検査」という。）の業務を委託する場合にあっては，当該検体検査に係る設備を設けないことができる。</p> <p>(3) ～(10) 略</p> <p>3 略</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第 33 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 介護医療院の管理者は，次に掲げる業務を委託する場合は，医療法施行規則第 9 条の 8，第 9 条の 9，第 9 条の 12，第 9 条の 13，別表第 1 の 2 及び別表第 1 の 3 の規定を準用する。この場合において，<u>同令第 9 条の 8 第 1 項中「法第 15 条の 2 の規定による人体から排出され」とあるのは</u></p>	<p>(介護医療院が有すべき施設)</p> <p>第 5 条 略</p> <p>2 前項各号に掲げる施設の基準は，次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 診察室 次に掲げる基準</p> <p>ア 略</p> <p>イ ア(イ)の規定にかかわらず，臨床検査施設は，<u>臨床検査技師等に関する法律（昭和 33 年法律第 76 号）第 2 条に規定する検体検査（以下単に「検体検査」という。）の業務を委託する場合にあっては，当該検体検査に係る設備を設けないことができる。</u></p> <p>(3) ～(10) 略</p> <p>3 略</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第 33 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 介護医療院の管理者は，次に掲げる業務を委託する場合は，医療法施行規則第 9 条の 8，第 9 条の 9，第 9 条の 12，第 9 条の 13，別表第 1 の 2 及び別表第 1 の 3，<u>臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和 33 年厚生省令第 24 号）第 12 条並びに臨床検査技師，衛生検査技師等に関する</u></p>

「人体から排出され」と、同条第2項中「法第15条の2の規定による検体検査」とあるのは「検体検査」と、第9条の9第1項中「法第15条の2の規定による医療機器又は医学的処置若しくは手術」とあるのは「医療機器又は医学的処置」と、第9条の12中「法第15条の2の規定による第9条の7に定める医療機器」とあるのは「医薬品医療機器等法第2条第8項に規定する特定保守管理医療機器」と、第9条の13中「法第15条の2の規定による医療」とあるのは「医療」と読み替えるものとする。

法律施行規則の一部を改正する省令（平成18年厚生労働省令第75号）附則第2条の規定によりなおその効力を有することとされた同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則（昭和33年厚生省令第24号）第12条の規定を準用する。この場合において、医療法施行規則第9条の8第1項中「法第15条の3第1項第2号の病院、診療所又は前条の施設（施設告示第4号に定める施設を除く。）における厚生労働省令で定める基準」とあるのは「病院、診療所又は臨床検査技師等に関する法律第20条の3第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設（昭和56年厚生省告示第17号。次項において「施設告示」という。）に定める施設（第4号に掲げる施設を除く。）における検体検査の業務（介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（以下「基準省令」という。）第33条第3項第1号の規定による検体検査の業務をいう。次項において同じ。）の適正な実施に必要なものの基準」と、同条第2項中「法第15条の3第1項第2号の前条の施設（施設告示第4号に定める施設に限る。）における厚生労働省令で定める基準」とあるのは「施設告示第4号に掲げる施設における検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と、第9条の9第1項中「法第15条の3第2項の規定による医療機器又は医学的処置若しくは手術」とあるのは「基準省令第33条第3項第2号の規定による医療機器又は医学的処置」と、第9条の12中「法第15条の3第2項の規定による第9条の8の2に定める医療機器」とあるのは「基準省令第33条第3項第3号の規定による医薬品医療機器等法第2条第8項に規定する特定保守管理医療機器」と、第9条の13中「法第15条の3第2項の規定による医療」とあるの

は「基準省令第33条第3項第4号の規定による医療」と、臨床検査技師等に関する法律施行規則第12条第1項中「法第20条の3第2項の厚生労働省令で定める基準」とあるのは「介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準第33条第3項第1号の規定による検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と、臨床検査技師，衛生検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令附則第2条の規定によりなおその効力を有することとされた同令による改正前の臨床検査技師，衛生検査技師等に関する法律施行規則第12条第1項中「法第20条の3第2項の厚生労働省令で定める基準」とあるのは「介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準第33条第3項第1号の規定による検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と読み替えるものとする。

(1) ～(4) 略

(1) ～(4) 略

付 則

この条例は，公布の日から施行する。

(提案理由)

介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正に伴い，所要の規定の整備をするため，この条例案を提出する。